

第2予算審査特別委員会（第2日目）

H20. 3. 14(金) 10:00～

第 一 委 員 会 室

開 会 9:59

委員動静報告

委 員 長

全員出席。これより本日の会議を開く。議案第3号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計予算について説明願う。建設部長。

議案第3号 平成20年度滝川市下水道事業特別会計予算

岡部部長

（議案第3号について説明する。）

詳細については下水道室より説明するのでよろしくお願いする。

千葉室長

（議案第3号について説明する。）

委 員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

山 口

合流式の改良を始めているが今回20億円ということで、奈井江で処理をするときに分流式にすることで処理金額がいくらかよくなると思っているが、現段階で20億円かけてどの程度効果があるのか伺う。予定どおりにいく財源があるのかどうかも心配だがいかがか。

千葉室長

20億円というのは総体経費と思うが、まだ市民の方には公表していない。この合流式の区域については40億円という総体事業費があり、20億円というのは理解していない。合流式なので雨水も入ったものを処理場で処理しているので、晴天時は問題ないが雨天時には汚水以外の余分な水が処理場に行ってしまう。1つにはそういう目的から合流改善を行うことと国の指導に基づいて合流改善を図るということで実施に踏み切ったところである。将来的には正確には申し上げられないが、雨水に対する処理が減ってくることによって約600万トン分を滝川市から奈井江の処理場に払っているが、相当無駄な雨水が入っていることで将来的にはこの合流改善を進めることで効果が図れると思っている。非常に財政的には厳しい状態になっている。今のところ毎年1億2,000万円の投資でいくと単純計算で40億円なので相当年数がかかる。本来そのような形では投資効果が出たとは言えないということもあるが、私どももコストを抑えたり、合理化等いろいろなことを重ねて合流改善の場所について早期に財源も含めて解決するよう努力したい。

委 員 長

他に質疑はあるか。

窪 之 内

① P258、下水道使用料についてだが、回収にいろいろ努力されていることもあって、公共分の収入見込みが昨年より0.3パーセント増の見込みで予算を組まれたことは、一定の見通しを持っての予算計上と思うが、19年度の回収見込み等との中で98パーセントを見込めることでの計上なのか伺う。

② 収納率を上げるための口座振替を進めていこうという努力を今後もするのか。現在の口座振替率についても伺う。

③ ディスポーザーの関係で一時民間がキャンペーンのようなことをやっていた時期があった。一月500円なので割れば件数が出てくると思うが、現在普及しているものと今後普及が見込まれる件数について伺う。

④ P268、269、下水道維持費、下水道管きよの維持管理が委託料でふえてきているが、予定として管きよ清掃などの距離を昨年比でふやすという形での増なのか伺う。

⑤ P272、273、公共下水道整備事業費で、市道406号の新設に伴う整備がどこ

かに含まれていると思う。土木費になってしまうかもしれないが、既存の場所ではない畑の部分に道路をつくることになるので、下水道も同時に整備するということで先行投資になる。家が張りついているわけでもないのだからこうした先行投資の回収についてどのような目標を持って進めているのか伺う。

⑥ P274、275、個別排水処理の関係は年々予算計上が減ってきている。新しく開発が起きなければ既存の農家ではストップする状況になってきていると思うが、今後の普及見込みについて伺う。

⑦ P276、277、地方債の償還で繰上償還の利息のメリット額がいくらになるのか伺う。また、繰上償還されるのは何パーセントで財務省の分も含まれているのか、公営企業債だけなのか伺う。

上田主査

① 収納率の関係だが、20年度の2月末で昨年よりも0.2パーセント上回っていたので0.3パーセント多く見込めるということで98パーセントとしている。

② 口座振替についても水道とあわせて進めており、口座振替率は約70パーセントとなっている。

赤松事務主任

④ 維持費の委託料の増については、管きよ清掃ということで増になっているが、この内訳としては公営企業に移る資産台帳整備の分で2,770万円、さらに公営企業財務システムの分で1,100万円ほど上積みになってきている。

⑦ 地方債の繰上償還については、今年度の借りかえは財政融資資金で9口、12億8,600万円、公営企業で15口、12億4,200万円ということで、24口、25億円を予定している。効果額については、単純に借りかえる前と後の利息の差し引きだが、20年で5億7,000万円ほど効果が上がると見込んでいる。ただし、2.5パーセントの借りかえという条件で積算しているのでまだ不確定な部分も残っている。

尾崎主査

③ ディスポーザーについては、19年度現在29基の申請があり、18年度の31基と合わせて市内で60基設置されている。20年度については急激な増加は予測していないので前年度並みの30基ほどの設置を見込んでいる。

④ 維持管理については先ほど赤松主任から説明があったが、企業会計に伴う資産整備及び財務会計システム導入に伴う増で、管きよのメーター数は前年並みでふえていない。

⑤ 市道406号に伴う整備については、土木課の道路改良とあわせて整備を行っている。受益者負担金については、地権者の了解をとって負担金についてもいただく約束で行っているのだから、企業としての収支はきちんと整う予定である。

⑥ 個別排水については、予算が少しずつ減ってきている。現在の個別排水の整備事業としての水洗化率は、市内で20.1パーセントになっている。水洗化については、下水道が入っていない方にも公平に水洗トイレを使っていただく考えで、北海道からも汚水の処理の普及を図るよう指導を受けており、今後も個別排水処理整備事業の整備を行っていききたい。普及については、若干落ちてきているが全く需要がないわけではないので、動向を見ながら検討しさらに整備を進めていききたい。

千葉室長

⑤ 東町の道路整備に伴う下水道の部分については、昨年から実施している。基本的に投資をして回収の見込みという部分もある。現在は家も張りついていないが、路盤厚80センチといった砂利を入れて立派な道路がつくられるわけで、例えば道路ができた3年、5年後にそれを掘り返す費用と路盤と同時進行することとの費用対効果では、入れることだけを考えると費用的には安いというこ

とである。委員が言われるようにそれを5年、10年活用しないとなると利子分についてだけはかかるという考え方になるが、手戻りの部分がないことで実施に踏み切っている。

窪之内

① 口座振替の普及目標について、特に決めてやっているのかどうか伺う。

② 406号の関係だが、受益者負担金は何年間かけて地権者から入ることで、投資した額に相当するような額ではないと思うが、406号が全部整備されたときに下水道整備した金額と受益者負担金で入ってくる金額が何パーセントくらいになるのか伺う。

③ 借換債についてだが、利息のメリットは20年の分で5億7,000万円。本来借りていれば最終償還までかかる利息があるが、それと借りかえで2.2パーセントになることでの差額のことなのか伺う。

岡部部長

③ 繰上償還についてだが、5億7,000万円は最終償還年までの差額である。20年度に25億円近くを借りかえるが、昔のままいくと8億、9億円近くの利息を払うことになるが、今借りかえることで3億3,000万円くらいになり、その差額が5億7,000万円ということである。ことは25億円、19年度は先日の補正で13億円くらい、来年も借りかえるという3カ年でやっており、全体では48億円くらいをやることで取り進めている

上田主査
千葉室長

① 特に目標設定はしていない。

② 406号の投資額についてだが、今計画では300メートル実施することで工事費は1,000万円である。負担金については5分の1なので20パーセントの収入見込みである。

委員長
山腰

他に質疑はあるか。

① 流域下水道組合の関係で伺う。何週間か前に競争入札が終わったが、かなり下がったと思う。当然負担金も減っていくと思うが、実際に受けた際には職員を使うのできちんと賄えるかどうかという懸念を聞くがいかがか。

② 道から建設費の組合負担云々ということがかなり前から言われているが、どうなっているのか。

③ かつては滝川の職員も派遣したことがあると思うが、現状はどうなっているのか。

岡部部長

① 流域下水道の委託管理会社の関係だが、今までやられていた会社が落札できずに新しい会社になったという状況下にある。落札率にすると非常に低額、実態としては77.8パーセントということで22パーセントくらいのダウンである。我々も役務の提供なので本当にできるのかどうかということで確かめているが、できるということなので引き継ぎを行っているところである。額面で3,000万円くらいの違いがあった。

② 北海道の負担金だが、裏負担の分、更新事業の部分について北海道で単独に負担しなければならない部分を組合でということで、20年度は45万円程度を各市にお願いする形になる。今流域そのものの経営の合理化というか、汚水量がかなり減りトン25円で処理しているが、3年前と比べると150万トン、約4,000万円近く歳入が不足してきている。今回このような落札率になったので負担金というか処理の費用を下げることはできないが、経費節減に努めながら値上げをしないである程度賄えると思っている。将来的には今3人の職員がいるが、退職不補充などいろいろな手法で経費節減を行いたい。もう一つはことし北海道で流域下水道に消化ガス発電を設置していただく予定で、20年度中に

完成して 21 年度から運転を開始する。ガス発電で動かすことで現在月当たり 1,000 万円弱を北電に払っているが、その 10 パーセントは削減できると思っており、そういったところで経費削減を行っていききたい。

山 腰

③ 管理運営の職員についてだが、3 年前までは所長を滝川から 1 人出していたが、今は奈井江町から所長 1 人、プロパーが 2 人の体制で行っている。

よくわかったが、奈井江町でやっているような感覚という話を耳にする。関係組合員が議会をつくってやっているもので決してそのようなことはないが、どうも奈井江主導になっている感覚が離れない。滝川が一番大手だから組合長なのでなかなか発言できないのはわかるが、あなた方も行くということであればきついことを言わないといけな。奈井江の流域下水道ではない。そういう発言があったと奈井江に伝えてほしい。

委員 長
副委員長

他に質疑はあるか。

① ディスポーザーについて以前伺った際には、普及すること自体が余り滝川市の下水道にとっては好ましくないとの説明があったと思う。今回 30 基を見込まれているとのことでごみ減量ということではいいと思うが、実際には下水の管の負担が大きくなるという話があったので、市として積極的に普及するのか再度考えを伺う。

② 滝川市全体の水洗化率について伺う。確か相当高い水洗化率と思うが、その中で下水が入っているところでも水洗化していない方が数多くおられることで、そうしたところは住宅自体が老朽化して今さら改修というのも難しいといったところがほとんどと思うが、そういった部分での対策を今年度考えているのか確認したい。

③ 栄町の合流式の改修事業についてだが、相当長い期間行われることで若干交通対策が懸念される。これについて何か考えていることがあるのか確認したい。

尾崎主査

① 以前にも下水道としてはディスポーザーの普及が進むと管きょや処理場に負担がかかって好ましくないとの説明を申し上げていた。今流域下水道として認可の変更を 18 年度に行い、北海道とも協議をして 30 パーセントまでは管きょ、処理場とも今の施設で耐え得るということで、普及については 30 パーセントを見込んで計画を立てている。好ましくないとは言いながらも、ディスポーザーについては条例化して合流地区以外については料金をとって認めているところである。一般会計とも何度か協議しているが、生ごみが減ればごみのほうの行政としては、その分の経費が若干浮くという資料もいただいている。

② 19 年度の水洗化率は 95.9 パーセントと非常に高い数字となっているが、確かに下水道処理区域においてもいまだに接続をされていない家があるのは事実であり、対策としてはパンフレットを持って職員が個別訪問という形をとっている。経済的な問題や建物が古い場合には建てかえるときに水洗にするという話をしている。また、高齢化が進んでおり今さらやっても何年も使えないからもったいないからできないといったこともある。個人の財産にかかわるものなので、こちら側としても融資制度を紹介するなどして接続をお願いしているが、なかなか現状としてはどんどん進んでいるという状況ではない。

③ 合流改善に伴う工事についてだが、道路管理者とよく協議をしながら進めており、長いスパンというか延長を一気に掘ってやるような方法ではなく、なるべく交通に支障のないような形でやっている。交通量が多いところについて

委員長
窪之内

は、掘らないで押し管という推進工法でやることも考えている。極力日常生活に支障のないような形で進めていきたい。

他に質疑はあるか。

ディスポーザーの関係で、下水道としては月に 500 円が入ってくるわけなので、30 パーセントまでは普及するという立場をとるのか、それとも汚染されたくないことで余り積極的にしないのか。30 パーセントまでできるなら普及を積極的にしたらどうかと思うがいかがか。

千葉室長

ディスポーザー以前に滝川市では社会循環型基本法という法律に基づいてのごみの分別が先行していた。下水道の立場としてディスポーザーの条例を決定いただいたのは、もともとは悪い人が売りつけることから住民の方を保護する、また、売る方から滝川市ではどうしてつけられないのかといった問いに職員が法令上答えられないこと、国自体もしっかりした考えを示していないことで、最終的には普及の目的ではなく、住民の財産を守ることからディスポーザーの売り方、使い方を明確にしようとして条例を提案した。ディスポーザーを使うことで負荷量がふえるので、その分は負担いただくということでやった結果、ではどれだけ普及したらという処理場の部分について、向こう 30 年から 50 年は 30 パーセントまで普及しても問題ないとのことだったので 30 という数字を言っている。滝川市だけでなく、北海道も社会循環型基本法に基づくごみ処理を実施しており、ごみの一元化というのは近い将来下水道という大きなエネルギーを使うことも選択の 1 つになると思う。ただ、今の時点ではあくまでもごみを分別して生ごみを収集するのが滝川市のスタンスなので、下水道課としてはどんどん普及するというのではなく、住民保護の体制をとりながら指導を図っていきたいということなので理解願う。

委員長

他に質疑はあるか。（なし）

質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）

以上で議案第 3 号の質疑を終結する。休憩する。

休 憩 10 : 50

再 開 11 : 02

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。議案第 6 号 平成 20 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算について説明願う。建設部長。

議案第 6 号 平成 20 年度滝川市公営住宅事業特別会計予算

岡部部長

（議案第 6 号について説明する。）

詳細については建築住宅課長より説明するのでよろしくお願いします。

三谷課長

（議案第 6 号について説明する。）

委員長
窪之内

説明が終わった。質疑はあるか。

① P342、団地についてだが、既存 1,891 戸のうち政策空き家になっている戸数を伺う。

② 住宅使用料は収入に応じてということが一面あるが、利便性なども加味して使用料が決まる。高所得の団地を除いて一般団地でもっとも低い住宅使用料と高い住宅使用料を伺う。

③ 江陵団地の 2 棟目の入居が 4 月から始まるが、建てかえによる移転については傾斜家賃が導入されている。現状と傾斜家賃が終わった時点での家賃の開きは平均して何倍程度になるのか。また、引越し費用として市が負担する金額はどういった定めに基づいてどこまでの金額を支払うことになっているのか伺

う。

- ④ 今回の議会でも調停の専決処分が出されたが、現状の滞納状況から考えて20年度に調停を考えている件数があれば件数とその滞納金額について伺う。
- ⑤ P346、他会計繰入金で主として税源移譲による交付税算入分の一般会計からの繰り入れとのことだったが、主としてということだったので、交付税算入分以外に何が含まれているのか伺う。
- ⑥ P355、公営住宅建設費の改善事業の火災報知器について伺う。全体の52パーセント、453団地にことし設置するとのことだったが、453戸が52パーセントに当たるのか、それとも既に新しい団地では火災報知器が設置されていると思うので、そこも含めて453戸に設置すれば52パーセントになるという理解でよいのか伺う。
- ⑦ 既に火災報知器が設置されている団地名と戸数について伺う。
- ⑧ 20年度に設置する453戸の団地名を伺う。
- ⑨ 寝室、階段部分などに取りつけなければならないという取り決めがあったと思うが、1戸につき何個の火災報知器をつけることになっているのか伺う。
- ⑩ 火災報知器のための予算額について伺う。
- ⑪ 残された部分の設置については来年度を予定しているのか伺う。また、道営住宅の設置予定について伺う。
- ⑫ 江陵、新興、西5丁目の解体の規模について伺う。
- ⑬ 江陵団地建てかえ、泉団地基本設計、栄町団地実施設計の予算の内訳について伺う。
- ⑭ 泉団地は政策空き家ということで建てかえを前提としているので新しい入居はしていなかったと思うが、現在の入居者数と全体の団地戸数についても入居者数がいくらか伺う。
- ⑮ 泉団地の基本設計については、高層型を予定しているのか。何棟何戸の予定か。入居可能年度を何年と予定しているのか伺う。
- ⑯ 仮称栄町団地については、先ほど基本設計という話が出てきたが、いろいろなところでは実施設計ということで載ってきており、基本設計も基本計画もなしに実施設計にいくのかと思っていた。何もしないに実施設計にいくことについて伺う。
- ⑰ まちづくり交付金を活用することによって一般の公営住宅との補助率に差があると思うが、その優位性について伺う。
- ⑱ 高齢者に配慮した団地ということになっており、見晴の高齢者団地にはデイサービスもついているが、そういった構成ではないのでどういった配慮を計画した団地なのか伺う。
- ⑲ 公営住宅の優先入居については、市長が認める場合はできることになっており、火災や自然災害での優先入居を今までも行っている。これは特に空きを持っているのではなく、その時点で空いているところに入ってもらおうということなのか確認する。
- ⑳ 緊急に入る家では動物を飼っている場合がある。焼け出された方が入りたいと言ったら動物を飼っていることで断られたとのことである。基本はそうだが、公住で動物を飼っている人はたくさんいるわけで、緊急性がある場合はそこで断るのではなく、違った対応が求められたのではないのか。緊急の場合でも動物を飼ってはいけないということをする予定なのか伺う。

万年主任主事

- ① 市で管理している1,891戸数に対して現在の政策空き家は115戸である。
- ② 住宅使用料については、一番安い家賃で黄金町団地の1,000円、一番高い家賃は収入の高い場合だが、みずほ団地の6万2,400円である。
- ③ 現在江陵団地では、ほとんどの方が1,900円もしくは2,200円の家賃となっている。今度は1LDK、2LDK、3LDKでそれぞれ家賃が違うが、基本的には2万円前後と考えており、約10倍程度となる。移転費については地域住宅交付金を活用して13万円となっており、根拠としては道の移転補助金を参考にしている。
- ⑤ 地域住宅交付金で建設する場合は45パーセント、まちづくり交付金で建設する場合は40パーセントの補助となっており、この5パーセント分を財政課と協議して補填してもらうことでこの70万円が含まれている。

林 主 査

- ⑤ 一般会計繰入金の内訳だが、税源移譲による交付税分5,100万3,000円と福祉減免600万円で合計5,700万3,000円がルール分だが、建設部として一般会計予算配分額を達成するため、部内調整して5,170万6,000円を計上したところである。

三谷課長

- ⑥⑦ 火災報知器の設置については、団地ごとの終了ではない。団地の棟によっていろいろ混ざっており、平成22年度までに既存住宅に関しては全部終了する予定である。新しい団地には建てかえ時に同時につけている。52パーセントについては既存住宅でという意味である。
- ⑧ 平成20年度に予定している団地は、銀川団地、一の坂団地、啓南団地の7号棟、緑町団地、北辰団地、東栄団地である。
- ⑫ 解体の規模についてだが、江陵団地は建てかえ事業に伴い、ことしは2棟8戸を予定している。新興団地は去年が1棟4戸、ことしは4棟16戸を予定している。西5丁目団地は集会室のある1棟を除いて全部解体する予定で55戸を予定している。
- ⑬ 栄町団地については設計、調査等で1,316万円である。江陵団地の建てかえ3棟分については2億3,200万円、委託料については545万円である。泉町団地については691万6,000円である。
- ⑭ 栄町団地はこれまで基本兼実施設計をやると言っている。実際には実施設計をやるが、基本計画については市のほうで計画したのがあり、それに一部委託をかけて基本的なことをまとめてもらい引き続き実施設計に入りたいと思っている。
- ⑰ 栄町団地の交付金についてだが、まちづくり交付金としては事業費の40パーセントをいただいている。今までやってきた地域住宅交付金は45パーセントである。その5パーセントについては市のほうから繰り入れしていただいている。
- ⑱ 栄町団地は江陵団地と同じようにユニバーサルデザインを基本とし、高齢者にも障がい者にも健常者にもすべての人に使いやすいことを基本にして設計しようと思っている。
- ⑲ 泉町団地は現在58棟あるが、建てかえ後は2階建てで考えており、ストックの計画では50戸になっているが4棟40戸で進めようと思っている。
- ⑳ ことし1月の災害件数は2件で、いずれもペットを飼われていた。1番目の方はすぐに公営住宅に入りたいということで来られたが、ペットを飼われていることで基本的にペットつきでは公営住宅は無理との話をした。その方は犬

を飼っていたが、犬だけほかのところで飼えないかという話をしたところ、今まであった家の納屋のほうで飼えるということで了承を得て公営住宅に入居していただいている。2番目の方は火災にあわれた方だが、犬を3匹飼っているということで、今公営住宅は犬、猫の問題で苦慮しているところであり、入れてあげたかったが一度ペットを飼うと後から手放すことは不可能に近い状態なので、ペットだけ預けられるところはないか、ペットつきで住めるところを探してくださいということでお願いした。次の日にそのようなところが見つかったということで来られたので安堵したところである。後で災害時には期間を設けてやるべきだったと反省している。申しわけなかった。

鎌塚主任主事

⑭ 既存の泉町団地の入居数の関係だが、現在58戸あり入居数は40戸で入居率は68パーセントとなっている。

④ 調停に関してはこれまでどおり滝川市市営住宅使用料滞納者に対する滞納整理要綱及び公営住宅法にも記載されているが、3カ月以上の滞納、明け渡し基準ということになっているので、その基準自体は変わっていない。3カ月以上は最低限だが、滝川でよくあるのが冬期間本州に出稼ぎに行ったり季節労働の方が多いため、単純に3カ月ということでは判断できないため、面談などを通して分割納付等の対応をしている。呼び出し状、最終催告等の文書を前段送付して支払い意思がない者、改善する意思がない者については、そういった部分で悪質滞納者と考えているので、結果的にそういった方が出た場合に調停に移行するというところで、現段階におけるこれからの調停件数ということではゼロ件という回答になる。

三谷課長
窪之内

⑩ 火災報知器の金額は744万6,000円である。

① 江陵団地の料金が10倍程度になるということで、もうここには入れないということで他団地を希望した人がいれば件数について伺う。

② 移転費用については、一律13万円ということで理解してよいか。

③ 火災報知器の関係で、団地によっていろいろなつけ方があるとのことだったが、よくわからなかったのもう一度説明願う。

④ 栄町団地はユニバーサルデザインというだけで高齢者に配慮したとのことだが、入居対象も全部フリーということだった。一定年齢を区切って高齢者を選ぶのかと思っていたが、そういう考えはないことでよいか。

⑤ 泉団地4棟40戸について、建設開始と入居予定がわかれば伺う。

⑥ 犬の件は私が聞いたのとは違うケースである。聞いた時点で役所とかけ合いか尋ねたが、火災の原因をつくった人が公営住宅よりいい条件で無料で家を提供してくれるとのことだったのでそのときは言わなかった。どうしても入れろと求めているのではなく、動物をどうするのかということと一緒に考えて解決策を見つけてあげるという対応をしてほしかった。その結果、いろいろなところの斡旋をすることもあったかもしれないし、3匹もいるのを全部入れてはどうかと思うのでその辺は部内で検討していただきたい。

鎌塚主任主事

② 一律13万円である。

① 江陵団地の建てかえに伴う家賃については、傾斜家賃ということで6年間で本家賃に戻るが、こういった傾斜家賃で上がっていくということを事前に対象者に伝えており、入居者が建てかえ先の団地に入って生活できないという場合は、既存団地に移る希望を聞いて部屋は建築住宅で確保して引っ越しできるようにしている。内訳については今調査しているので、後ほど回答する。

三谷課長	⑤ 泉団地の建てかえ開始は22年度で、完了は24年度を予定している。
	③ 火災報知器については、交付金の対象になるものとならないものがあり、年度によって違うので各団地でばらばらにやっている。つける場所は寝室、2階建ての廊下の天井で、金額は1カ所6,000円くらいを予定している。
	④ 栄町団地については、高齢者に限定すると応募が足りなくて空き家になる可能性があるので、対象についてはこれから検討したい。
委員長 三谷課長	火災報知器の道営住宅の関係もあわせて答弁願う。 道営住宅の関係は、道のほうで検討しており、いつ設置するかはまだ聞いていない。
委員長	ここで昼食休憩とする。再開は午後1時とする。
	休 憩 11:48
	再 開 12:59
委員長 三 上	休憩前に引き続き会議を再開する。他に質疑はあるか。 ① 住宅使用料の関係で、長期不在ということで季節労働者や入院されている場合などは仕方がない部分があると思うが、それ以外に実態として公営住宅の中に荷物だけを置いてということがあると思う。そういったものについて現在どのくらいの戸数を把握しているか伺う。
	② 契約者死亡のとき、それ以外の家族がいた場合の対応はどうなっているのか。恐らく引き続き契約できるような形になっていると思うが、対応について伺う。
	③ 住みかえということで以前一般質問でもさせていただいたが、これがなかなか進まないと思う。実態としては緊急性があったり住みかえをしていただいた部分があると思うが、今後どのような対応をとるのか伺う。
万年主任主事	③ 住みかえの関係についてだが、今のところ面積当たりでの基準、あとは障がい者、高齢者の方が高いところに住んでいる場合は1階にといった基準はあるが、現在空き待ちの状況で待っている方がいるので、優先するわけにはいかないことでなかなかうまく進んでいないのが現状である。
鎌塚主任主事	② 契約者が死亡した場合は、家族の方に入居承継といって契約名義を変更する対応をしていただいているが、家族の方がそれを機に退去ということになれば通常の退去処理ということもある。
万年主任主事	① 長期不在というのは周りから連絡があるまでほとんどわからないのが実態である。というのは、年に1回収入申告の義務があるが、そういうものがきちんと出されており家賃も滞納していない方については、現在居住しているものと判断する。そのほかには修繕関係でいろいろな依頼などがあって周りは気を配っているが、実際にそういったことが何件あるのかは把握していない。
三 上	① 長期不在の関係では冬期間の除雪の問題などがあると思う。出稼ぎに行っていたり、入院されていたり、それも独居の関係だったりすると周りの方もその部分が除雪されないために出入りできないといったことがあると思うが、そういった部分の対応について伺う。
	② 契約者の死亡の場合には入居承継するとの話があった。以前は一度退去しないとできないといった部分があったが、今はそうではないということか。
三谷課長	① ことしの冬もあったが、入居者の連帯保証人などを探して連絡をとって入居者の責任で除雪してくださいということで指導している。
鎌塚主任主事	② 入居承継のことで補足する。入居1年以内で死亡について、入居してから

	1年以内の入居承継は認めていない。
委員長 山口	他に質疑はあるか。 公営住宅を建設する場所の問題については、マスタープランに沿って長期的にやっていると思う。今回中心市街地活性化基本計画で栄町に建てることになったが、江陵を建てて、泉町が古くなったから壊してまた泉町に建てるという、前あったところに建てればいいと見えなくもない。公営住宅というのはまちづくりを担っている部分もあると思う。いろいろ時代とともに変わってくるわけで、例えば泉町にまた22年度にということだが、どうしてそういうものを街なかに建てないのか。建設地の設定についてはまちづくりと統一性は持っていないのか伺う。
三谷課長	公営住宅の建設については、当然まちづくりの関係と一致しながら行っている。現地建てかえが多いが、それはその地区の形成上やっている。今回街なかに建てる予定だが、これはまちづくりの基本方針、街なか居住、コンパクトシティをつくる概念のもとで中心市街地に建設することになっており、まちづくりと共用して行っている。
山口	栄町団地の20戸は1戸に2人入っても40人である。泉町に2階建ての40戸を建てるということで、新しく建てるならまとめて建てないと余り影響はないと思う。地域を形成するから同じところに建てるということだが、そうではないと思う。これからのまちづくりは、だんだん人口が減っていくわけなので、同じところに少しずつ建てて一貫性を持ったまちづくりに貢献しているとはならないと思う。公営住宅の建設に関してはこの特別会計で決めるというよりも、マスタープランを基にということになるのか伺う。
三谷課長	公営住宅の建設は公営住宅のほうで計画するが、住宅マスタープランという大きな計画のもとに行っている。公営住宅は公営住宅ストック総合活用計画に基づいてやっているが、将来的な人口減等、建設場所も考慮しながら計画をつくっているところである。
委員長 堀田	他に質疑はあるか。 ① 西5丁目団地のことで伺う。3年ほど前にも質問したことがあるが、当時は予算の関係で1年に2棟ほどしか壊せないとのことだった。一昨年あたりから急に壊し始めてさっきの説明ではことし3棟解体とのことだったが、この3棟を壊して何棟残っているのか。 ② 先ほど窪之内委員からもあったが、集会所1棟だけ残すということで更地の部分を今後どう考えているのか伺う。 ③ 昨年の今ごろ、カラスによる被害でほほえみ工房のところの木を16本くらい伐採したが、その後どうなっているのか伺う。
三谷課長	①② 西5丁目団地の解体が早まったのは、昨年度から解体に対して国の交付金の対象になったからである。昨年は54戸壊し、ことしは残りの53戸と集会所を壊す予定だったが、町内会から集会所は残してほしいとの希望があり、集会所がついている1棟、集会所と2戸を残して残り全部、51戸を解体する予定である。跡地の利用については、ほほえみ工房が集会所のある一角に新規の建物を建てたいということで、そのときは土地を買いいたいということで要望が上がってきている。この一角を除いてあとの土地の利用は決まっておらず、検討していく課題と思っている。
岡部部長	③ 土木課で整理したようだが、その後は問題なくカラスもいなくなったよう

である。

堀 田 ほぼえみ工房が買収したいとのことだった。当初は建て売りの形で区画割りを
して売りたいというようなことも聞いていたが、そのことについては今の状態
で白紙状態か伺う。

岡部部長 ほぼえみ工房の話は今月に入って急に出来た話で我々も対応しているところ
である。それ以外の土地については、一般分譲というのはなかなか難しいと考
えている。中島町にも土地開発公社が持っている土地がたくさんあるので、違
う用途に転用できないかということで今後検討していきたい。

委 員 長 他に質疑はあるか。
水 口 ここ数年これだけ景気が悪い中でも民間の集合住宅はそれなりにふえており、
公営住宅全体の戸数は世帯数のだいたい1割で推移しているということで、そ
れぞれ生活状況が違うので目的を持って公営住宅、あるいは民間を選ぶとい
うことがあると思う。民間がそれなりにふえていることに対して公営住宅の戸数
を今後どう考えていくのか。民間の需要と供給という部分も視野に入れた中で
公営住宅全体の戸数を考えているのか、それともそれを抜きにして公営住宅の
戸数を確保していくという立場なのか伺う。

岡部部長 確かに今人口は減少している。公営住宅政策は10年に一度は見直しており平成
20年度に見直しをかけるが、コミュニティも含めてその地域にどういう公営住
宅政策が必要なのかということである。ただトータル的に民間がどんどんアパ
ートを建て、古い住宅が残っているのが現状である。公営住宅も稼働率が高く
古いところは空いているが、それ以外はほとんど埋まっている状況である。そ
れらを勘案しながら人口の減少も含めて若干下がるのではと思っているが、平
成20年度中にマスタープランをつくって整理していきたい。

水 口 勘案をしながらというところがどの程度受けとめていいか微妙に聞こえたが、
これだけ待機者がいることを考えると公営住宅に対するニーズがかなりあるこ
とは周知の事実である。ただ、民間もこれだけ建ってきていることについて、
勘案というのはそれなりに受けとめて考えていかなければならないというふう
に押さえてよいか。

岡部部長 非常に難しいが、公営住宅を一般住宅の何パーセントくらいに抑えていくのか
ということでは、大都市でいくと五、六パーセントで滝川辺りでは11パーセン
トくらいである。ほかの市でも5パーセント代といったところもあるので、そ
ういった部分を勘案しながら、滝川市の適切な公営住宅の数はいくらなのかと
いうことを検討して整理していきたい。ただ、これ以上どんどん大きくする
ということにはならない。現状維持かそれ以下にしかならないということで考
えている。

委 員 長 他に質疑はあるか。
山 腰 20年くらい前に滝川市の建築を含めて単価が安くてどうにもならないので道単
価に合わせると騒いだ時期があったが、今は道も含めて全国的に単価は下がっ
ていると思う。基本的に発注する段階で何かを建てるとなって設計させよう、
それを基にあなた方が積算して1億円になったとか、2億円になったとか、そ
して指名委員会が業者を指名するという流れはわかるが、不祥事が起こらない
ようにということでそこに財政をかませた。財政の仕事の内容について伺う。

岡部部長 基本的に建設部で積算し設計書をつくったら財政に上げる。財政はそこで金額
に対応するA、B、C、D、Eといった格づけでどこの範疇に指名される業者

が入るかを公表する。予定価格というのは1億なら1億ということで公表されているので、財政課が募集をかけると、それに対して例えば10社が来ると10社が入札までやって会社が決まったということで我々のところに書類がおりてきて、我々はその会社と対応して現場をやるというシステムになっている。2階の公示室でこういう設計書があるので積算してください、我々の積算は1億ということで出ており、こういうクラスの人たちがこの工事に参加できる、ということを示して入札するシステムである。それが財政課の仕事であり、我々は現場をやるという分け方である。

山 腰

以前は財政ではなくあなた方が全部やっていたことである。結果として所管としては非常に楽になったのかもしれないが、実際にはどうか。談合もさせられないようなよい仕組みになったのか。

岡 部

発注部門と積算部門の分離ということで、建設部には業者の人もほとんど営業に来ない。積算と予算の問題に対応するといった形になっているので、楽と言えば楽かもしれない。ただ、国も含めて市町村のほとんどが分離になったので、こういう形でやっていかなくはならないということである。

山 腰

本当に時代は変わった。滝川は建設業界に携わる方が人口比にすると非常に高く、みんなで力を合わせていい仕事をもらおう、しようということで協会が設立されたと思う。協会と市の建設部とのかかわりについてどう認識しているか。発注者側と受注者側ということで非常に難しいが、我々としては協会は非常に大切な組織と思っている。災害防止や従業員に対する教育、安全対策といったものを協会に担っていただいていることから言うと、行政がいちいちやらなくても自主的にやっていただいているので、二人三脚とは言わないが大切な組織と思っている。

委 員 長

他に質疑はあるか。

田 村

代表質問でも言ったが民活を引き出すことはすごく大事なことと思う。民間が建てれば固定資産税などの収入にもなるので、公営住宅というのはむやみに建てるものではないと思う。栄町団地は駐車場だが、あそこに建てるとたきかわホールなどの利用者の駐車場がなくなってしまうのか。

三谷課長

栄町団地の建設予定地は駐車場跡地である。建設戸数は20戸で公住用の駐車場は約18台分用意している。そのほかに一般市民向け駐車場として9台残そうと思っている。まだ案なので変わる可能性はある。

田 村

あそこは今まで全部で何台駐車できていたのか。また、ほかに駐車場は設けないのか。

三谷課長

現在40台である。ほかの駐車場については、これに代わる駐車場の要望が地元から上がってきているので今後検討を進めていきたい。

田 村

ほかからとは商店街から上がってきているのか。その駐車場は市で購入するのか。利用は無料か。場所はどの辺か。

伊藤主査

駅前商店街振興組合が管理運営している買い物駐車場だが、市有地がなかなかないことで公営住宅を計画させていただいている。地元の方にもいろいろお話しさせていただきながら進めているが、実際駐車場も台数が減るのでその分何とかできないかという話はある。具体的にどうするといったところまでは検討は進んでいない。

田 村

あその駐車場はたきかわホールを使うのにみんな使っている。たきかわホールはNPOでやっているが、そういう事情も含めて今でさえ狭いとか駐車場は

もつとないのかと言われているのに、あそこがなくなってしまうとたきかわホールの利用も減ってしまう。あえてあそこに建てなくても民間の土地を買って建てたらいいのではないか。公営住宅をあそこに建てるのが本当にいいのか再検討することはないのか。

伊藤主査

現状の利用率について平日で0.5回、全体で栄町2丁目の8番、9番という区画で駐車場を形成しているが、190から200台程度の駐車場の台数となっている。そのうちの40台分を公営住宅に兼用させていただき、そのうち9台は一般駐車場に残すことにしている。利用率からすると、まだまだ余裕がありイベントやお祭りがあるときは満車になるが、平日の利用は一日平均100台前後である。そういう状況もあって今回計画させていただいているので、今回要望のあった件については商工労働課のほうで対応させていただく。

田 村

イベントがあるときや土日に利用するので、平日の利用率など聞いていない。代わりの駐車場をどこに見つけられるのか。こういうところの申し出があるということであれば教えていただきたい。安易に今まで駐車場として使われていたということだけでなく、たきかわホールにかかわってくることでよく考えて本当にそこでいいのか再検討する余地がある。答弁は知らない。

委員長
三 上

他に質疑はあるか。

① 先ほどの堀田委員の質問に関連して西5丁目団地の解体で集会室を残してほしいという住民の要望があったとのことだが、仮に一度に解体するのとその部分を残すことによって費用が余計かさむことがないのか伺う。

② 集会室というのは公営住宅の住民のためにあるものと思うが、周りの一戸建て住宅、町内の方々がその集会室を使うことに問題はないのか伺う。

三谷課長

① 今回は集会室と住宅2戸がついている1棟を残してという計画である。集会室1戸だけを残すのは構造上不可能である。仮に住宅2戸を壊した場合集会室の壁が残るので外壁の復旧にお金がかかるので、2戸だけ先に壊すほうがお金はかかると思う。

② 団地建設の当初から団地の人と町内会の人とで共同で使っている集会室なので問題はない。

岡部部長

① 全体で取り壊すのと3戸だけ残して取り壊すのとでは、3戸分だけ取り壊すのが減るが、後からつぶしても今つぶしても物価さえ変わらなければ同じとのことである。

委員長
窪之内

他に質疑はあるか。

① 集会室と住宅2戸が今後どの程度もつのか。

② 2戸について入居は受け入れるのか。

③ 地域の集会所の運営管理については、地域で持ちまわってやることになっているのか。公営住宅側でということでは基本的な修繕という部分が出てくることになれば、例えば、あそこで言えば5丁目の北地区公民館があるのでどうしても使えないということではないので、ほほえみ工房がその一角に何かを建てるとなるとかえって邪魔になるといったことがないのか検討されたのか。

三谷課長

①② 老朽化して壊すので、35年を過ぎているので使っても五、六年と思う。その間町内会で屋根の塗装や壊れた部分については管理していただく約束になっている。2戸については入居させない。ほほえみ工房に物置として貸す予定である。

窪之内

物置として貸すということが公営住宅法上あるのか。住宅使用料をどう計算し

三谷課長

てとることになるのか。

公営住宅法上、耐用年数を過ぎた住宅は地域で有効に使ってよいことになっている。物置については無償で、もう公営住宅ではないということでの扱いになる。

委員長
副委員長

他に質疑はあるか。

① 公営住宅の戸数がふえないことから会計上変わることがあれば伺う。ストック計画を見ると仮称有明団地が含まれるなどかなり中身が古く状況も変わっていると思うので、大まかな変更点について伺う。

② スtock計画の中で、江陵団地の後、泉町団地、東町団地と書かれているがそういった部分での大まかな変更について伺う。

③ 栄町団地についてだが、計画として突然出てきた形で概略でこういったものを考えているのか伺う。階層やそこで使うもの、ガスなのか電化になるのかといったことを教えていただきたい。

④ 栄町団地の入居については、先ほど窪之内委員の質疑に対し特に高齢者に限定しないと答弁されたが、高齢者が多いということで例えば現在の東町団地などからの優先入居などについて検討しているか伺う。

⑤ 空き家の修繕についてだが、空き家を修繕して新しい方に貸すという形になると思うが、どの程度のスパンで行っているのか伺う。昔から見ると短縮されたと聞いているが、現在どうなっているのか。

⑥ 現在の家賃減免、徴収猶予の基準と今の数値がどうなっているのか中身について伺う。

⑦ 待機者数の傾向がどうなっているのか伺う。

⑧ 高層の住宅に住んでいる方で灯油などを購入する場合、1階上がるにつき1円上がるといった話を聞いたので、そういったことについて情報をつかんでいれば教えていただきたい。

⑨ 昨年12月に国土交通省が公営住宅法の施行令を改正する政令を出したことはご存じと思う。この中の公営住宅の家賃の値上げや入居対象者の制限などで居住者が退去しなければならない状況に陥るのではないかとということがパブリックコメントなどで出され、本年4月からの実施予定が来年4月に延びたと聞いている。政令の概要についてどのようにつかまれているか。対象者への影響などについて現在わかる範囲で説明願う。

林 主 査

⑤ 修繕の時間だが、範囲などにもよるがだいたい2週間程度で完了している。床落ちや大規模な改修が必要な修繕については3週間、1カ月程度かかることもある。

三谷課長

② スtock改定の内容で大きく変わる部分は、建てかえ団地の時期が早まることである。場所についても先ほどの質疑にもあったが、これから考えて変わる可能性もある。建てかえる順番は江陵団地、泉町、そして緑町、東町、東団地のほうへ行く予定である。緑町、東町、東団地の3団地については、一括で考えている。

③ 栄町団地の概略について現在計画しているのは、鉄筋コンクリート造の5階建て20戸である。今のところガスで考えている。

④ 栄町団地はことし設計、来年着工、再来年にできる予定なので、既存団地の泉町、緑町、緑町のほうから希望があれば優先入居といったことも考えていきたい。

鎌塚主任主事	⑥ 通常家賃は各世帯の所得によって決まる。家賃自体が4段階に分かれているので、仕事が変わったり、やめられた方については、その都度申告していただいてランクが変わる方については所得に合った変更をしている。ただし、一番下のランクについている方で会社が倒産したり、リストラされたり、生活上急展開されている世帯については、生活実態の聞き取りをしながらその都度協議して進めているのが現状である。
万年主任主事	⑦ ご存じのとおり平成18年度から今まで年1回だった空き待ちの抽選会を2回に変えている。その結果によって待機している数は実際のところ変わっていないが、顔ぶれが変わってきている。昔は毎年登録していてもずっと同じ人が来ていたが、それが大分減ってきている。年2回行うことで順番が早まることが出てきたと考えている。 ⑨ 今回示された法改正については係数の変更、収入所得の基準の変更が大きなところである。係数の変更に照らし合わせて家賃計算してみると、基準自体が今まで20万円以下でないと公営住宅には入れなかったが、今度は15万8,000円以下に変わる。この基準で考えてみると、一番家賃の低い世帯に関してはほとんど変わりなく100円上下する程度だが、第2、第3のランクの方の家賃は大幅に変わることが予想される。実際に計算すると一月に3,000円から5,000円変わる予定になっているが、この差額については5年間の傾斜をもって解消し、その分については減免措置として地域住宅交付金を活用しなさいとなっている。ただ、地域住宅交付金、近傍同士家賃の計算の仕方についてはこれから明らかにされることになっている。
三谷課長 副委員長	⑧ 現在のところそのような情報は入ってきていない。 政令について、低所得の方についてはほとんど影響ないことはわかったが、それ以上の中程度の方が大きな影響を受けることで、5年間の傾斜などさまざま措置も出されたが、十分その部分の人数を含めて調査を行っていただきたい。それについての影響が大きく及ばないようにやっていただくことを要望する。 ① 待機者については2回の効果が出ていると思うが連続で落選されている方も多くいる。例えば3回以上落選されている方は当選確率を上げるといった工夫を道のほうでもやっていると思うが、そういうこともやっていくことを検討する余地はないのか。 ② 家賃減免について、その都度生活実態を協議してとのことだったが、なかなかこの件については知られていない部分が多い。窓口に行けば教えてくれると思うが、周知の方法として例えば建築住宅課のホームページなどに困窮した場合は方法があるといったこと一、二行つけ加えるだけでもわかると思うがどうか。
三谷課長	① 道営住宅のほうは5戸ないし6戸空いた段階で抽選にかけている。道営住宅は戸数が少ないこともあってそういうことが可能だが、市営住宅は同じようなことをやると毎月やることになるので、作業量を考えると無理と思う。 ② 減免の周知については、新年度で検討したい。
副委員長	質問の趣旨が伝わっていなかったようなので再度伺う。毎月抽選をするということではなく、現状の2回の中で毎回落選されている方について、道で行われているような形で3回か4回連続落選されている方の当選確率を上げるといったことをやる考えはないのか伺う。
万年主任主事	道営住宅の場合は、毎年落ちている方は2回、3回引いてもらうといったこと

委員長

をやっている。市営住宅でそのようなことをしていないのは、市外からの居住者など、新しく困窮している方もいるので、その人たちに対して果たしてそれが公平なのかという点で今のやり方のほうが正しいのではないかと判断している。

他に質疑はあるか。（なし）質疑の留保はなしと確認してよいか。（よし）
以上で議案第6号の質疑を終結する。本日の日程は全部終了した。次回は3月17日（月）午前10時から会議を開く。本日はこれにて散会する。

散 会 14:00